

国保税の計算方法

1世帯あたりの国保税は、その世帯における加入者の人数及び前年中の所得に基づき、基礎課税額・後期高齢者支援金等課税額・介護納付金課税額（40歳以上65歳未満の人）ごとに計算し、これらを合計した金額となります。

(1) 国保税は、次の計算式で求めます。()内は基準総所得額

●基礎課税額

国保加入者の前年中の総所得金額等	-	基礎控除	×	8.2%	=	所得割額	①	A (①+②+③)
						(有所得者ごと)		
国保加入者数	×	25,700円	=	均等割額	②		年間基礎課税額 (100円未満切捨て) ※課税限度額65万円	
1世帯につき		22,700円	=	平等割額	③			

●後期高齢者支援金等課税額

国保加入者の前年中の総所得金額等	-	基礎控除	×	3.0%	=	所得割額	④	B (④+⑤+⑥)
						(有所得者ごと)		
国保加入者数	×	10,000円	=	均等割額	⑤		年間後期高齢者 支援金等課税額 (100円未満切捨て) ※課税限度額22万円	
1世帯につき		8,800円	=	平等割額	⑥			

●介護納付金課税額 (40歳以上65歳未満の人)

国保加入者の前年中の総所得金額等	-	基礎控除	×	2.3%	=	所得割額	⑦	C (⑦+⑧+⑨)
						(有所得者ごと)		
国保加入者数	×	9,200円	=	均等割額	⑧		年間介護納付金課税額 (100円未満切捨て) ※課税限度額17万円	
1世帯につき		5,800円	=	平等割額	⑨			

A + B + C = 年間国保税額

(2) 基礎控除は、次の表に掲げる合計所得金額の区分に応じて控除されます。

基礎控除額				
合計所得金額	2,400万円以下	2,400万円超～2,450万円以下	2,450万円超～2,500万円以下	2,500万円超
控除額	43万円	29万円	15万円	適用なし

(3) 地方税法等の一部改正に伴い、令和4年度分から世帯に未就学児（6歳に達する日以降の最初の3月31日以前である子ども）がいる場合、未就学児1人につき、均等割額を5/10減額します。

(低所得世帯における法定軽減措置に該当する場合は、軽減割合ごとに減額した額からさらに5/10を減額します。)

国保税額の計算例

【夫45歳（給与所得200万円）・妻42歳（所得なし）・子ども2人（15歳と9歳）の4人世帯の場合】

夫の合計所得金額（200万円）が、2,400万円以下となるため、基礎控除額は43万円

世帯の総所得金額等の合算額（200万円）が、※軽減判定所得（251万円）以下となるため2割軽減に該当

・基礎課税額

(200万円 - 43万円) × 8.2% = 128,740円 (所得割額) ①
 25,700円 × 0.8 × 4人 = 82,240円 (均等割額) ②
 22,700円 × 0.8 = 18,160円 (平等割額) ③
 ① + ② + ③ = 229,100円 (100円未満切捨て) ... A

・後期高齢者支援金等課税額

(200万円 - 43万円) × 3.0% = 47,100円 (所得割額) ④
 10,000円 × 0.8 × 4人 = 32,000円 (均等割額) ⑤
 8,800円 × 0.8 = 7,040円 (平等割額) ⑥
 ④ + ⑤ + ⑥ = 86,100円 (100円未満切捨て) ... B

・介護納付金課税額

(40歳以上65歳未満) (200万円 - 43万円) × 2.3% = 36,110円 (所得割額) ⑦
 9,200円 × 0.8 × 2人 = 14,720円 (均等割額) ⑧
 5,800円 × 0.8 = 4,640円 (平等割額) ⑨
 ⑦ + ⑧ + ⑨ = 55,400円 (100円未満切捨て) ... C

A + B + C = 370,600 (年間国保税額)